

## 駐車場使用契約書

サーパス長門石管理組合（以下「甲」という。）とサーパス長門石の入居者である\_\_\_\_\_号\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、下記に所在する駐車場に乙の使用権を設定する。

- 所在地番 敷地内 久留米市長門石 2 丁目 361 番地の 12  
敷地外 久留米市長門石 2 丁目 366 番地の 17
- 区画番号 \_\_\_\_\_ 番

駐車場の使用にあたっては乙は、下記の事項を遵守するものとし、これに反した場合は、甲はこの契約を解除することができる。

**第 1 条** 甲は乙に対し、次の車両を標記表示の場所に駐車することを認める。

車種 \_\_\_\_\_  
車輛登録番号 \_\_\_\_\_  
借主の住所 \_\_\_\_\_  
借主の氏名 \_\_\_\_\_

**第 2 条** 契約期間は\_\_\_\_年\_\_\_\_月 1 日から\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日迄の\_\_\_\_年間とする

**第 3 条** 駐車場料金は敷地内にあつては月額 6,000 円または 8,000 円とし、敷地外にあつては 7,000 円とし、管理費と同じく毎月 27 日にその翌月分を振替の方法により徴収するものとする。

**第 4 条** 乙は本駐車場に表示する駐車車輛以外の車輛を駐車することはできない。

**第 5 条** 本駐車場における乙の自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても甲は一切その責任を負わないものとする。

**第 6 条** 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

**第 7 条** 乙またはその関係者（同乗者を含む。）が故意または過失により本駐車場の諸施設若しくは他の駐車中の自動車に損傷を与えたときは、乙は直ちにその損害を相手方に賠償しなければならない。

**第 8 条** 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない

- (1) 引火性物件その他の危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取扱等をしないこと。
- (3) 自動車の運転にあたっては安全運転をすること。
- (4) 駐車場内において物件を損傷または事故を起こしたときは、直ちに甲に届け出ること。
- (5) その他車以外の物品等を持ち込まないこと。

**第 9 条** 乙が本契約に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。この場合既に納入した駐車料金は返済しない。

**第 10 条** 本契約期間中に本契約を解除しようとするときは、30 日前までに書面をもって予告しなければならない。

**第 11 条** 駐車場の使用権は、当マンションの入居者でなくなったとき、甲は本契約期間内であっても、その契約を解除する事ができる

**第 12 条** 本条文の改廃、変更については、本マンション管理組合の総会において区分所有者総数の 4 分の 3 以上で決する。

上記契約を証するため本書を 2 通作成し、各 1 通を所有する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 サーパス長門石管理組合 理事長 \_\_\_\_\_ 印

乙 （入居者） \_\_\_\_\_号室 氏 名 \_\_\_\_\_ 印